明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**一四）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一一五）　一
○著作者の実名登録の件（**文化庁**八）　二
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**四二九、四三〇）　四
○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**同**四三一）　五
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**三三八）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**三三九、三四〇）　七
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**三五）　七
○都市公園の供用を開始する件（**関東地方整備局**八五）　七
○道路に関する件（**同**八六～八八）　七
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（**同**八九）　七
○都市計画に関する件（**中部地方整備局**四五～四八）　八
○道路に関する件（**同**四九、五〇）　八
○都市公園の供用を開始する件（**九州地方整備局**六一）　八
○道路に関する件（**同**六二～六五）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**四一、四二）　九
○都市公園の供用を開始する件（**沖縄総合事務局**二四、二五）　一〇

〔国会事項〕

公正取引委員会　最高裁判所　一〇

〔人事異動〕

諸事項　一一

〔皇室事項〕

官庁事項　一二

〔官庁報告〕

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一二

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（四国運輸局最低賃金公示二）　一二

〔公　告〕

官庁
土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　一三

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三一

会社その他

省　令

○総務省令第十四号

旅券法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一及び別表第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十八日

総務大臣　新藤　義孝

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四十二項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第五条中第六項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附　則

この省令は、旅券法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十九号）の施行の日（平成二十六年三月二十日）から施行する。